

令和3年度第1回横浜市緑公会堂指定管理者選定委員会 会議録	
日 時	令和3年5月12日（水）午後2時～午後4時30分
開 催 場 所	緑区役所 会議室3B
出 席 者	土志田 誠人、中島 智人、平山 孝子、本田 義之、正木 きよ子、(50音順)
欠 席 者	なし
開 催 形 態	一部非公開（傍聴者0人）
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長の選出及び委員長職務代理者の指名 2 委員会の公開・非公開について 3 審議案件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 公募要項（案）について (2) 仕様書（案）、特記仕様書（案）について (3) 評価基準項目（案）について 4 その他 次回委員会について
決 定 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長の選出及び委員長職務代理者の指名 委員長には中島委員を選出。委員長職務代理者には本田委員が指名された。 2 委員会の公開・非公開について 第1回委員会については、公正性を担保する上で、議題である公募要項、管理業務仕様書について非公開とした。第2回委員会については、応募団体のプレゼンテーション・質疑応答部分を公開し、公平な競争を妨げることのないよう応募団体の評価の審議部分について非公開とした。 3 審議案件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 公募要項（案）について 事務局から説明。次項の「議事」のとおり一部訂正し、委員長確認の上、確定する事とした。 (2) 仕様書（案）、特記仕様書（案）について 事務局から説明。事項の「議事」のとおり一部訂正し、委員長確認の上、確定する事とした。 (3) 評価基準項目（案）について 事務局から説明。次項の「議事」のとおり一部訂正し、委員長確認の上、確定する事とした。 また、指定候補者及び次点候補者となるための最低基準点は、原案どおり加減点項目を除いた配点合計の6割で了承された。 4 その他 第2回委員会は令和3年7月下旬から8月中旬の開催予定とする。

議 事	<p>1 公募要項（案）について</p> <p>（委員長） P3の7の（1）の備考に「団体の社員」という記載があり、他のページでは、P6の（6）に「団体職員」と記載がある。しかし、法人格にはいろいろあるので、「役職員」（職員のみだと「役員」を含められないため）が適切ではないか。</p> <p>（事務局） 御指摘のとおり、修正する。</p> <p>（委員長） P5（サ）の本文は正しいが、「※」の部分については、収益事業を実施していても、それが公益事業であれば課税されない場合もあり表現が適切ではない。</p> <p>また、P5（ソ）の「等」には何が含まれるのか。会社であればこの表記でいいと思うが、NPO 法人だと「損益計算書」は「活動計算書」と名称が異なる。「…財産目録等、これに相当する書類」など、表現を変更すべきである。</p> <p>（事務局） 適切な表現に修正する。</p> <p>（委員長） 他区の公会堂では、JV（共同事業体）で指定管理を取っているところも多いが、実績がないため直近3か年の損益計算書等が存在しない場合がある。どう対応しているのか。</p> <p>（事務局） P5（ト）に記載のとおり、共同事業体で応募する場合は、すべての構成団体の直近3か年の書類を提出いただくこととしている。</p> <p>（委員長） P5（サ）※の「公益法人」という法人格は制度上存在しない。何を指しているのか。</p> <p>（事務局） ここでは「公益的な団体」という意味で「公益法人」と表現しているはずだが、それよりも適切な表現があるか確認する。全市で使用しているひな形なので、整理して適切な表現に修正する。</p> <p>（委員） 応募団体が全くない場合の対応はどうなっているのか。また、応募数に制限はないのか。仮に20者など複数来てしまった場合、何者かに絞って審査するのか。</p> <p>（事務局） 多数の応募があった場合、他の業務では書類審査等で絞る場合もあるが、今回の選定では、時間がかかっても全団体にヒアリングを行う。参考までに、前回の実績は3者であった。</p> <p>なお、応募がなかった場合は、条件を変えて再度公募を行う。事前に現地見学会もあるので、もし現地見学会への参加がない場合などは、本市有資格者名簿等も活用し積極的に公募の周知を図っていく。</p> <p>（委員） コロナ禍でもあり、これまでに経験したことない状況下での選定となるので、適切な対応をしてもらいたい。</p>
-----	---

2 仕様書（案）、特記仕様書（案）について

（委員） 区民文化センターは自主事業を行っているが、公会堂はしていないと理解していた。しかし、公募要項には自主事業ができると記載しており、実施しても良いということか。

（事務局） 自主事業は実施可能であり、現指定管理者も自主事業を行っている。公会堂でピアノを弾いてもらう事業、区内サークル団体の発表機会としてのフェスティバルの開催、日頃利用している団体が参加できるコンサートの開催など実施している。

（委員） 自主事業についても評価基準に入るのか。

（事務局） 評価基準の項目となっている。

（委員） 区民として、次の指定管理者にもぜひ自主事業を提案していただきたい。

（委員） 現在、施設にある物品の所有者が横浜市か指定管理者か、その区別は分かるようになっているのか。指定管理者が変更した時に、利用する区民にとって、今まで使えていたものが使えなくなるということはないか。サービスが悪くなったと捉えられ、区民の満足度が下がるということはないか。

（事務局） 本業務会計で購入し、備品管理簿に載っているものは横浜市の物品であり、指定管理者が自己の負担で買ったものは指定管理者の物品となる。公募の段階で備品台帳を公開し、また現地見学会も開催するので、それを踏まえ“現状から著しいサービスの低下を招く事がないようにすること”などの表現を仕様書に入れることはできるかもしれない。

（委員） 例えば、カラオケ業者が指定管理者となった場合で、カラオケの会員証などを持っていたら割引するという事などもできるのか。

（事務局） 公の施設として運営を委託していることから、指定管理者である企業のみが利益を得るような内容は認められないだろう。市としての統一的なルールを確認させていただきたい。修正版を送付する際にお答えする。

（委員） 過去に、区民文化センターで練習室を借りる際に、何回か使うと一回無料というポイント制の施設の割引があった。

（事務局） 特定の団体等が利益を上げるものではなく、利用促進の手法ということで認められている。

(委員長) 仕様書の 2 ページ 5 (1) ウの利用の許可について、これまで利用許可に関してトラブルになったことはあるか。通常であれば先着順など機械的に判断されると思うが、思想的・政治的な意見などセンシティブな理由で許可しないという事例があると聞いたことがある。

(事務局) 施設の使用に関しては全市的なルールがあるが、それでも指定管理者が許可するかしないか迷う場合に区と協議することはあると思う。指定管理者と区の間でそういった協議をするためのルールを何らか作っていく事は必要かもしれない。

(委員) 緑公会堂と区民文化センターが同じような機能を持っているが、その違いはどこにあるのか。

(事務局) 所管局が異なり、根拠条例、また設置目的が異なる。
文化センターは文化観光局が所管しており、文化・芸術活動に重きを置いている。公会堂は市民局が所管しており、地域の方々の活動に向けた施設としている。

3 評価基準項目(案)について

(委員) 5の「団体の資質」で「市内中小企業」という記載があるが、「公募要項」にその記載はあったか。

(事務局) 「公募要綱」に記載はない。応募は市内中小企業でも大企業でも構わず、市内中小企業であれば加点があるということである。評価基準項目は公募段階で公開するので、この内容で審査されることは団体も理解したうえで応募する。

なお、本市では「中小企業振興基本条例」があり、市内中小企業の受注機会の増大に努める必要がある。

(委員長) 「地域住民が中心に設立された団体」の定義はあるのか。地域の住民や団体と企業が一緒になっている組織の場合、前者が主と主張されたら地域住民が立ち上げた団体と言えるのか。実際にいくつかの区で同じ企業がそのようなJV(共同事業体)の構成員となり、指定管理者となっている実態がある。

(事務局) この点については、応募団体からの質問も予想されるので、局にも確認し回答できるようにする。

(委員) 市民として採点は難しいと感じる。

(事務局) 各委員に採点していただいた後、委員の間で審議・議論していただくので、安心していただきたい。

	<p>(委員) プレゼンは、評価基準項目に沿った形で行われるのか。</p> <p>(事務局) 基本的には申請書類に基づいて行われる。申請書類は事前に各委員にお送りするので、評価基準項目を基に事前に確認していただきたい。分からない事があれば問合せしてほしい。</p> <p>(委員長) 財務諸表等の内容は、評価に影響するのか。</p> <p>(事務局) 評価基準はないが、団体の財務状況は審査する。主に財務審査担当の委員に確認していただき、第2回委員会においてコメントをいただければと思う。</p> <p>また、税の滞納がないかは、事務局が局に確認する。</p>
<p>資 料</p> <p>・</p> <p>特 記 事 項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 横浜市緑公会堂指定管理者選定委員会名簿</p> <p>(2) 横浜市緑公会堂の指定管理について</p> <p>(3) 横浜市公会堂条例（抜粋）</p> <p>(4) 横浜市緑公会堂指定管理者選定委員会運営要綱</p> <p>(5) 横浜市緑公会堂の指定管理者の候補者の選定等に関する要綱</p> <p>(6) 横浜市緑公会堂指定管理者 公募要項（案）</p> <p>(7) 横浜市緑公会堂指定管理業務 仕様書（案）</p> <p>(8) 横浜市緑公会堂指定管理業務 特記仕様書（施設概要及び業務基準）（案）</p> <p>(9) 横浜市緑公会堂指定管理者 評価基準項目（案）</p> <p>(10) 横浜市緑公会堂指定管理者の応募関係書類様式</p>